

予 告

2019年10月1日以降の消費税の取扱いについて

平素より当協会の事業に対しご理解とご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、2019年10月1日に予定されている消費税率引き上げに伴い、下記の通り、当協会が提供いたします意匠調査及び創作・カタログ寄託等各種事業のサービス料金に係る消費税の取扱いについてご案内を申し上げます。

記

消費税法により2019年10月1日以降に当協会が提供いたします意匠調査及び創作・カタログ寄託等各種事業のサービス料金に係る消費税率は10%となる予定です。それに伴い、10月1日以降の料金については別紙表のようになります。

なお、ご請求については以下のような取扱いになります。

・意匠調査及び寄託等各種事業のサービスにつきましては、

そのサービスをご依頼いただいた日が

9月30日までのものについては、現行の消費税 8%

10月1日以降のものについては、新たな消費税10% となります。

※ なお、9月下旬以降のご依頼で、サービスの納品・完了が10月1日以降となるものにつきましては、ご依頼日の日付で料金のご請求をさせていただきます。  
(通常、原則として、納品日の日付で料金のご請求をさせていただきます。)

以上

2019年9月1日

一般社団法人日本デザイン保護協会